

横浜市 ESCO 事業提案審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 30 日 建保推第 533 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 4 月 1 日 建保推第 6 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市 ESCO 事業提案審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) ESCO 事業公募の募集要項の確認に関すること。
- (2) 応募者の応募資格の確認に関すること。
- (3) ESCO 提案の評価基準に関すること。
- (4) 最優秀提案及び優秀提案の選定に関すること。
- (5) その他 ESCO 提案の審査を行うに当たり必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 省エネルギー改修に関する事業計画の知見を有する者
 - (3) 事業所における建築設備の管理及びエネルギー管理の経験を有する者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期終了時において事業者選定のための審査を継続している事業があるときは、当該事業に係る審査が終了するまでの間、任期を延長することができる。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の代理は、認めないものとする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係のある事案については、その議事に参加することはできない。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条第3号の規定により、委員会の会議については、非公開とする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を公開とすることができる。

- 2 委員会の会議における審査の結果は公表する。
- 3 委員会の場に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公開してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建築局公共建築部保全推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。